

西条市ふるなび返礼品取扱委託業務に係る契約内容の公表

西条市ふるなび返礼品取扱委託業務に係るプロポーザル選定委員会において審査の上、提案書を特定したことにより、次のとおり随意契約したので公表します。

令和4年5月25日

西条市長 玉井 敏久

- | | |
|----------|---|
| 1 業務名 | 西条市ふるなび返礼品取扱委託業務 |
| 2 業務内容 | 仕様書のとおり |
| 3 所管課 | 〒793-8601 西条市明屋敷 164 番地
西条市 産業経済部 産業振興課
TEL0897-52-1380（直通） |
| 4 契約日 | 令和4年5月25日 |
| 5 契約期間 | 契約締結日～令和5年3月31日 |
| 6 契約金額 | 寄附金額に100分の3.5を乗じた額に消費税相当額を加算した額 |
| 7 契約の相手方 | 氏名 株式会社ソラヤマいしづち
代表取締役 河野 忠康
住所 愛媛県西条市大町 798 番地 1 |

仕様書

1 委託業務名

西条市ふるなび返礼品取扱委託業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

※サイト公開予定時期 令和 4 年 8 月 1 日（月）

（契約締結日～7 月 31 日（日） 公開準備期間）

3 委託料

委託料の見積りに当たっては、寄附金額に一定の率を乗じて算出し、当該率にて契約することとする。また、委託期間の寄附金見込額を¥52,500,000-として、見込委託料を併記することとする。

※委託料については、サイト公開後発生するものとする。（準備期間は事務手数料未発生）

4 目的

西条市（以下、「委託者」という。）が受け入れる「ふるさと納税寄附金」において、感謝の気持ちを伝え、併せて西条市及び西条市内の商品をPRするため、株式会社アイモバイルが運営するポータルサイト（以下、「ふるなび」という。）にて、ふるさと納税寄附金を行った者（以下、「寄附者」という。）が希望する魅力ある返礼品を贈ることを目的とする。また、西条市が、ふるなびにおいてふるさと納税を受け付けるために必要なポータルサイト（以下、「西条市ふるなび」という。）の運営・管理及び、返礼品の企画や配送管理等を委託することにより、業務の簡素化を図る。

5 前提条件

ふるなびを利用した寄附受付を前提とした業務遂行が可能であること。ふるさと納税制度の趣旨を理解し、法令を遵守した業務遂行が可能であること。

6 業務内容

業務内容は、次の各号に定めるものとする。

(1) 返礼品企画・提案業務

返礼品協力事業者と調整し、新規返礼品の企画を行う。更には、既存返礼品の内容や梱包方法について見直しを行う。返礼品の仕入れ値については、目的の趣旨を鑑み、費用を抑えるように努めること。

返礼品協力事業者については、「西条市ふるさと納税協力事業者募集要項」に基づき、委託者が決定する。

なお、他自治体との共通返礼品等、委託者が別で定める返礼品については、これを返礼品として取り扱う。ただし、特別な理由があるものについては、この限りではない。

※ふるなび運営会社との協議により、8月公開にあたっては、6月15日頃までに返礼品協力事業者の情報を提供する必要がある。

そのため、受託者は、委託者が行う返礼品協力事業者募集（5月末開始）について、6月15日頃までに8月公開時掲載の返礼品協力事業者の受付並びに掲載情報の取りまとめを行うこととする。

なお、返礼品協力事業者は、随時受付可能であるため、上記期間以降の受付分については、サイト公開後、順次情報掲載をすること。

(2) ポータルサイト運営・管理業務

西条市ふるなびを運営していく上で必要なページの作成・更新を行う。ページ作成にあたって必要な情報は、委託者や返礼品協力事業者に提供を求めること。

(3) 返礼品発注及び配送管理業務

寄附者から返礼品の申込があった場合、速やかに返礼品協力事業者へ発注を行う。返礼品の準備が整い次第、寄附者へ配送する。配送にあたっては、見積り合わせ等の方法により、費用抑制に努め、受託者が一元的に管理を行う。ただし、返礼品協力事業者がその方法で発送を行うことが困難なものについては、その限りではない。

(4) 返礼品代金及び送料支払・請求業務

返礼品協力事業者への返礼品に係る代金の精算を行う。精算した代金については、委託者へ請求する。また、配送業者への返礼品配送に係る代金の精算を行う。精算した代金については、委託者へ請求する。いずれも月毎に行うこととする。

(5) 問い合わせ対応業務

寄附者からの問い合わせに対応するため、ふるさと納税専用の電話番号を取得し、コールセンターを設置する。寄附者からの返礼品に関する問い合わせがあった場合、誠実に対応を行う。受託者だけでは対応できない案件については、委託者へ速やかに報告すること。

7 ふるさと納税実績報告

受託者は、西条市ふるなびにおける受入寄附件数、金額、返礼品毎の納品数、送料といった委託料及び返礼品代金、返礼品送料の算定基礎とした情報を委託者に報告するものとする。

8 個人情報の保護

受託者は、本委託業務の履行にあたって、西条市個人情報保護条例並びに別添の個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、紛失、毀損の防止その他の個人情報保護に必要な措置を講じること。

9 成果の利用及び著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果に関する全ての著作権を譲渡するものとする。ただし、本業務内容により別途協議が必要な場合は、この限りではない。
- (2) 委託者は、本業務の成果の改変を行うことができるものとし、受託者は本業務の成果に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

10 その他

本仕様書及び別途作成する委託契約書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議の上、これを定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 受託者は、本契約による事務を処理するに当たっては、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受託者は、本契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

（従事者への周知）

第3条 受託者は、本契約による事務に従事するものに対し、在職中及び退職後においても本契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（収集の制限）

第4条 受託者は、本契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外使用及び提供の禁止）

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正な管理）

第6条 受託者は、本契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止、その他の安全確保の措置を講じなければならない。

（複写等の禁止）

第7条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するために、委託者から引渡しを受けた個人情報が記録された資料を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託者の承諾がある時を除き、本契約による個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第9条 受託者は、本契約による事務を処理するために委託者から引渡しを受け、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本契約が終了し、又は解除された後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、廃棄又は消去について委託者が別に指示したときは、当該指示

した方法により処分するものとする。

（事故報告義務）

第 10 条 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときには、速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（取扱要領等の作成）

第 11 条 受託者は、本契約による個人情報を適正に管理するための要領等を作成し、委託者に報告しなければならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第 12 条 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。